鉄軌道駅の段差への対応状況

平成17年3月31日現在

事業者名	総駅数	1日あたり			化基準第4条			ている 町半り
		の平均利 用者数が5	()	ま、移動円滑1	化基準第4条に適	合していない	が段差を解消し	ている駅数
		千人以上						
		の駅数						
					うち5千人以	上の駅数	5千人以上	の駅に対
					350170	(<u> </u>	する割	
JR北海道	472	30	27	(31)	16	(19)	53%	(63%)
JR東日本	1,687	467	265	(270)	224	(227)	48%	(49%)
JR東海	398	84	63	(156)	36	(37)	43%	(44%)
JR西日本	1,215	284	271	(407)	132	(141)	46%	(50%)
JR四国	258	7	26	(140)	4	(6)	57%	(86%)
JR九州	552	64	58	(82)	29	(30)	45%	(47%)
JR旅客会社6社 小計	4,582	936	710	(1086)	441	(460)	47%	(49%)
東武鉄道	196	111	44	(62)	39	(45)	35%	(41%)
西武鉄道	90	75	39	(66)	37	(63)	49%	(84%)
京成電鉄	64	47	22	(24)	21	(22)	45%	(47%)
京王電鉄	68	64	32	(39)	31	(37)	48%	(58%)
小田急電鉄	70	67	61	(62)	60	(61)	90%	(91%)
東京急行電鉄	88	87	77	(77)	76	(76)	87%	(87%)
京浜急行電鉄	71	70	25	(25)	25	(25)	36%	(36%)
相模鉄道	24	23	14	(14)	13	(13)	57%	(57%)
名古屋鉄道	291	72	50	(184)	21	(35)	29%	(49%)
近畿日本鉄道	327	125	89	(247)	53	(94)	42%	(75%)
南海電鉄	116	51	23	(30)	19	(21)	37%	(41%)
京阪電鉄	84	57	34	(45)	27	(36)	47%	(63%)
阪急電鉄 阪神電鉄	84 41	82 34	49 25	(60) (25)	49 21	(60) (21)	60% 62%	(73%) (62%)
西日本鉄道	80	23	20	(62)	14	(18)	61%	(78%)
日日平妖是	00	25	20	(02)	17	(10)	0170	(10/0)
大手民鉄15社 小計	1,694	988	604	(1022)	506	(627)	51%	(63%)
東京地下鉄	138	138	13	(76)	13	(76)	9%	(55%)
札幌市	46	46	8	(36)	8	(36)	17%	(78%)
仙台市	17	16	17	(17)	16	(16)	100%	(100%)
東京都	97	95	16	(55)	15	(53)	16%	(56%)
横浜市	32		24	(30)		(28)	73%	(93%)
名古屋市	81	78	49	(51)	47	(49)	60%	(63%)
京都市	29	26	29	(29)	26	(26)	100%	(100%)
大阪市	99	95	79	(81 <u>)</u>	75	(77 <u>)</u>	79%	(81%)
神戸市 福岡市	26 35	21 23	20 35	(22)	15 23	(17) (23)	71% 100%	(81%) (100%)
<u> </u>	35		33	(33)		(23)	100%	(100%)
地下鉄10社局 小計	600	568	290	(432)	260	(401)	46%	(71%)
JR、大手民鉄、地下鉄小計	6,876	2,492	1,604	(2540)	1,207	(1488)	48%	(60%)
中小民鉄、路面電車小計	2,690	266	574	(1172)	136	(185)	51% 【44%】	(70%)
鉄軌道全体 合計	9,566	2,758	2,178	(3712)	1,343	(1673)	49%	(61%)

注)1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

^{2.2}以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。

^{3.「}移動円滑化基準第4条に適合していないが段差を解消している駅数」とは、移動円滑化基準に適合していないエレベーターやスローブも含め、 段差を解消した経路を1以上確保されている駅数及び5千人以上の駅に対するその割合を示す。

^{4.【】}内は平成15年度末の数値。